

代理店の権限

当社は損害保険および生命保険の代理店であり、
損害保険契約の締結を代理および生命保険契約の締結の媒介をいたします。

告知受領権の有無

当代理店は損害保険契約の告知受領権を有していますが、生命保険契約の告知受領権を有していません。生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは告知をいただいたことにはなりませんのでご注意ください。